

## 平成28年度 後期高齢者医療制度のお知らせ

平成28年度 後期高齢者医療 保険料(本算定)について

平成28年度の保険料は、愛知県後期高齢者医療広域連合が平成27年中の所得を基に算定します。保険料納入通知書は、8月1日(月)発送予定です。

### ■保険料額の決まり方

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所

■図1 保険料額の決まり方



※所得金額とは、収入金額から必要経費を差し引いた額であり、収入が公的年金のみの方は、「公的年金収入金額-公的年金等控除額」が所得金額になります

■表1 平成26～29年度保険料率など

	平成26・27年度	平成28・29年度
均等割額	45,761円	46,984円
所得割合	9.00%	9.54%

得割額を合計して、個人単位で計算されます(図1)。

平成28年度から保険料率が改定されました

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療費の財源に充てるため、保険料率が改定されました(表1)。

### ■保険料の軽減

次の(1)～(3)に該当する方は、保険料が軽減されます。

- (1)所得が低い世帯(申請不要)
- (2)職場の健康保険などの被扶養者だった(申請不要)
- (3)その他の減免(申請必要)

災害や事業の休廃止など特別な事情により保険料を納付することが困難なときは、保険料の減免を受けられる場合があります。

詳細は被保険者証に同封の「後期高齢者医療制度のご案内」をご確認ください。

### ■保険料の納め方

納付方法は、国保年金課から送付する「後期高齢者医療保険料納入通知書」の2ページ「納付方法とその内容」をご確認ください。

### 問い合わせ

市役所国保年金課 後期高齢者医療グループ(東館3階 ☎51・3132)

### 被保険者証について

現在の被保険者証の有効期限は7月31日、8月1日以降は使用できません。8月1日から使用できる被保険者証を7月末日までに簡易書留で発送します(簡易書留を受け取る際には押印または署名が必要です)。なお、有効期限を過ぎた被保険者証は、8月以降に国保年金課または、お近くの窓口センターへ返却するか、個人情報報が読み取れないよう裁断して破棄してください。

### 限度額適用・標準負担額減額認定証について(市民税非課税世帯に属する方のみ)

市民税非課税世帯に属する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、認定証)を医療機関の窓口へ提示することで、入院時の医療費の負担限度額、食事代、居住費が減額されます。認定証の発行には国保年金課での申請が必要です。市民税非課税世帯に属する方で認定証の発行を希望する方はお問い合わせください。申請した月から認定証を使うことができます。

### 医療費の助成制度について

#### (後期高齢者福祉医療費助成制度)

被保険者で、表2のいずれかの要件に該当する方に、後期高齢者福祉医療費受給者証を交付します。医療機関で受診する際に、被保険者証と受給者証を提示することにより、医療費の窓口負担がなくなります。該当する方で手続きが済んでいない方はお問い合わせください。

■表2 医療費の助成制度の対象者

区分	要件
障害者	身体障害者手帳1～3級、じん臓機能障害4級、進行性筋萎縮症4～6級
	療育手帳A・B判定
	精神障害者保健福祉手帳1・2級
	自閉症状群(診断書が必要)
ひとり暮らし	以下の①～③の全てに該当する方 ①単身で生活を営んでおり、同一敷地内または隣地に親族がいない ②所得がない(年金の場合、年額80万円以下) ※障害年金・遺族年金などの非課税所得を除く ③税の扶養になっていない
ねたきりなど	介護保険の要介護4または5の認定を受けていて、3か月以上継続して生活介護を受けている市民税非課税世帯の方

## 国民健康保険 高齢受給者証、

### 限度額適用認定証などの

### 更新のお知らせ

#### ■高齢受給者証を更新します

高齢受給者証は、70歳以上の国民健康保険に加入している方に交付しています。8月1日から使用する高齢受給者証(今回は白色)を世帯主あてに7月下旬に発送しますので、医療機関にかかる時は、国民健康保険被保険者証と一緒に窓口にて提示してください。

お問い合わせ 市役所国保年金課(西館1階・8番窓口 窓口グループ ☎51・2293)

#### ■限度額適用認定証などは更新申請が必要です

入院や高額な外来治療を受ける際の支払金額を抑えることができる「限度額適用認定証」「限度額適用・食事(生活)療養標準負担額減額認定証」や、入院時の食事代が減額される「食事(生活)療養標準負担額減額認定証」が必要な方は、申請(更新)の手続きが必要で、医療機関の窓口にて「限度額適用認定証を提示した場合、1か月の医療費は各世帯の所得区分に応じた自己負担限度額までの支払いで済みます。

#### 申請に必要なもの

- ① 国民健康保険被保険者証
  - ② 現在お持ちの認定証
  - ③ 市民税非課税世帯の方が平成27年8月以降に合計91日以上入院している場合、医療機関の領収証または入院証明書※別世帯の代理の方が手続きをする場合はご相談ください
- 申請方法 8月1日から国保年金課 8番窓口 問い合わせ 市役所国保年金課(西館1階・8番窓口 保険給付グループ ☎51・2285)

## 平成29年4月から

### 生ごみ分別収集を始めます

お問い合わせ 環境政策課(☎51・2417)

市は、生ごみを新たな資源としてリサイクルするため、平成29年4月から新たに「生ごみ」の持出日を設け、生ごみ分別収集を始めます。

#### ■生ごみの持出日

- ・持出日は、週2日設けます
- ・もやすごみとは別の曜日に収集します



©豊橋市トヨッキー

#### ■生ごみの持出日

平成29年3月まで	平成29年4月から	
もやすごみ	もやすごみ	生ごみ
月・木曜日の校区	月・木曜日	火・金曜日
火・金曜日の校区	火・金曜日	月・木曜日

#### ■今後の周知方法について

生ごみ分別収集については、今後も本紙のほか、次の方法などで市民のみなさんに随時お知らせしていきます。

- ・地域説明会
- ・チラシやごみガイドブックの全世帯配布
- ・ごみステーションへの看板の掲出
- ・公共交通機関での車内吊り広告の掲出

## 炎の祭典

とき 9月10日(土)午後6時 ところ 豊橋球場(豊橋公園内)

#### ■炎の祭典(炎の舞)入場整理券の販売

#### 入場整理料 下表 入場整理券の販売

8月2日～9月2日、9月5日～9日にチケットぴあ(☎0570・02・999「Pコード」632320)、コンビニエンスストア(サークルK・サンクス、セブンイレブン)、豊橋商工会議所

#### ■ヨウカン手筒火花参加者募集

対象 満18歳以上の方(高校生を除く)で、当日午後4時に会場で規定の講習を受けられる方 定員 20人(申込順) 参加料 4千円 その他 放揚したヨウカン手筒は記念品として贈呈。参加者はヨウカン手筒放揚後、出演者観覧エリアで「炎の舞」を観覧可 申し込み 7月29日までに申込書、参加料、必要書類を炎の祭典実行委員会(豊橋商工会議所内〒440・8508住所不要)※申込書は炎の祭典実行委員会、ホームページで配布

#### ■共通事項 問い合わせ

炎の祭典実行委員会(☎53・7211)、観光振興課(☎51・2430)

#### ■炎の舞 入場整理料(1人)

席内容	前売り料金	当日料金
栈敷SS席※	3,500円	4,000円
栈敷S席	2,500円	3,000円
イスA席	1,000円	1,500円
写真撮影エリア※	3,000円	
車いす席※	1,000円	
内野スタンド席		1,000円
外野スタンド席		500円

※は豊橋商工会議所のみ販売(先着順)



炎の祭典(昨年のように)